

那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和5年4月25日(火)午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者 議長 萩谷 俊行 副議長 大和田和男
議員 寺門 勲 議員 原田 陽子
議員 小池 正夫 議員 石川 義光
議員 關 守 議員 富山 豪
議員 花島 進 議員 寺門 厚
議員 木野 広宣 議員 古川 洋一
議員 勝村 晃夫 議員 武藤 博光
議員 笹島 猛 議員 君嶋 寿男
議員 遠藤 実 議員 福田耕四郎

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 会沢 義範 次 長 秋山雄一郎
次長補佐 三田寺裕臣 次長補佐 岡本奈織美

会議事件説明のため出席した者の職氏名(総括補佐以上及び発言者)

市長 先崎 光 副市長 玉川 明
教育長 大縄 久雄 政策企画課長 篠原 広明
市民課長 関 雄二 保健福祉部長 生田目奈若子
社会福祉課長 高安 正紀 こども課長 萩野谷 真
こども課長補佐 水野 厚子 介護長寿課長 萩野谷智通
保険課長 横山 明子 健康推進課長 玉川祐美子
健康推進課長補佐 飛田 建 ワクチン接種対策室長 梅原千也子
農政課長 会沢 実 商工観光課長 岡本 哲也
都市計画課長 今野 貴元 水道課長 矢崎 忠
学校教育課長 猪野 嘉彦

会議に付した事件

- (1) 那珂市の新型コロナウイルス感染症対策の経過報告等について
…執行部より説明あり
- (2) 子育て世帯生活支援特別給付金(国制度)について
…執行部より説明あり
- (3) その他
 - ・令和5年度的那珂久慈議会議員親善ゴルフコンペの開催について
…事務局より概要説明

議事の経過概要（出席者の発言は以下のとおり）

開会（午前10時02分）

事務局長 皆さんおはようございます。

定刻となりましたので全員協議会のほうに移らせていただきます。

本日は3密を避けるために、机の間隔を開けております。また換気のため廊下側のドアを開放して行います。

ただいまより全員協議会を開会いたします。

初めに議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 改めまして皆さんおはようございます。

全員協議会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

今日の会議事件は2件と、またその他の計3件でございます。どうぞよろしく願いいたしまして挨拶に代えさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

事務局長 それではこの後の進行は議長をお願いいたします。

議長 ご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能といたします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は、必ずマイクを使用し、質疑、答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮を願います。

ただいまの出席議員は18名であります。欠席はございません。定足数に達しておりますので、これより全員協議会を開会いたします。

会議事件説明のため、市長、副市長、教育長、ほか関係職員の出席を求めています。職務のため、議会事務局職員が出席しております。

議事に先立ちまして、市長が出席しておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

市長 皆様おはようございます。

本日の全員協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素より市政運営に特段のご配慮を賜り、厚く御礼を申し上げます。

先立ちまして、先ほど4月の人事異動により、本会議へ出席することになる4名の職員を紹介させていただきました。新体制のもと、住民サービスのさらなる向上に向け、各種施策を推進してまいりますので、議員の皆様におかれましては、引き続き、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

また先日、八重桜まつり無事開催をすることができました。議員の皆様にも、お忙しい中をご来場いただきまして祭りを盛り上げていただきました。ありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症につきましては、約3年にわたり行動制限やワクチン接種

など様々な対策をとってまいりましたが、皆様ご承知のとおり5月8日から感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザと同じ、いわゆる5類に移行をいたします。感染対策は、国民の自主的な取組をベースにしたものに転換し、そして、個人や事業者の判断に委ねることが基本となります。しかし5類に移行しても、新型コロナウイルス感染症がなくなったわけではございませんので、今後、ゴールデンウィークや夏休みなど感染リスクが高まる場面においては、引き続き注意が必要となりますので、感染防止に留意をしまいたいと、そのように考えております。

さて本日の全員協議会におきましては、子育て世帯生活支援特別給付金（国制度）について、那珂市の新型コロナウイルス感染症対策の経過報告等につきましてご説明をさせていただきます。ご協議のほどよろしくお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

議長 ありがとうございます。

それでは、次第に従いまして議事に入ります。

那珂市の新型コロナウイルス感染症対策の経過報告等についてを議題といたします。

執行部より一括して説明願います。

健康推進課長 健康推進課長の玉川です。ほか関係職員が出席をしております。よろしくお願いいたします。

それでは、全員協議会資料、那珂市の新型コロナウイルス感染症対策の経過報告等についての資料をお願いいたします。

1 ページをご覧ください。

こちらに記載してありますとおり、3つの項目についてご報告をさせていただきます。

2 ページをお願いいたします。

1、令和4年度新型コロナウイルス感染症対策事業の実績についてになります。ここから10ページまでが令和4年度に各課が市民並びに事業所等に対しまして実施してまいりました新型コロナウイルス感染症に関連のある対策事業の実績になります。そちらのほうご覧いただければと思います。

次に、11 ページをお願いいたします。

2、新型コロナワクチン接種の状況になります。(1) 4月14日時点になりますけれども、接種実績のほうの表がそちらに入れてあります。(2) につきましては、今現在も主流として行われておりますオミクロン株対応のワクチン、そちらを使用したワクチンの接種者数、そちらのほう(2)の表のほうになっております。新型コロナウイルスワクチンの接種が開始されまして、2年がたちました。初回接種につきましては、12歳以上どの年代も高い接種率となっております。特に65歳以上の方は、90%以上をオミクロン株対応ワクチンにつきましても、今現在、80%以上の接種率となっております。しかしながら59歳以下の方に関しましては接種回数を重ねるとともに、年代が若くなるに従

って、接種数、接種率のほうも、そこまで高いものとはなっておりません。特に11歳以下、また特に4歳以下につきましては、開始時期も遅かったことと、お子さんの接種ということになりますので、接種に対し慎重に判断をする保護者の方の考え等もありまして、11歳以下のお子さんたちの接種数というのはあまり高いものとはなっていないという現状となっております。

12ページをお願いいたします。

12ページのほうは、現在今年度になりまして、進めております接種体制について、そちらに記載のとおりとなります。

また13ページのほうは接種体制の今年度のイメージ図となっておりますので、ご覧いただければと思います。この接種につきましては現在広報なかのほうにも掲載をしております、市民の皆様にも、こういった形になるというところの周知を図っているところとなっております。

14ページをお願いいたします。

3、今後の新型コロナウイルス感染症対策方針についてになります。こちらは4月17日に開催しました新型コロナウイルス感染症対策本部会議において決定した内容のご報告とさせていただきます。会議後にラインワークスのほうで、議員の皆様方には開催をして、その内容の大枠のほうは報告させていただいているかと思いますが改めまして本日報告をさせていただきます。

1、今後の組織体制になります。令和5年5月8日に感染症法上の分類が5類に移行することに伴いまして、国及び県の新型コロナウイルス感染症対策本部が解散をされるという予定が出されております。それに伴いまして、市の新型コロナウイルス感染症対策本部も解散をすることといたしました。

2、マスクの着用等感染対策になります。マスクの着用につきましては、屋内を問わず、個人の判断が基本となるようになりますけれども、市職員のマスク着用につきましては、市民の安全安心の確保を優先に考えまして、窓口や訪問等で対面での業務がある場合には、当面の間マスクを着用していくことを推奨しております。そのほか、継続する取組は、そちらに記載のとおりとなっております。

3、市有施設等、市有施設の利用制限につきましては、新型コロナウイルス感染症が始まりまして、感染状況に合わせながら、現在緩和をしましてまいりましたが、5月8日以降、利用制限につきましては設けることをせず、基本的な感染症対策を実施した上で運営をしていくことといたしました。感染症対策は記載のとおりとなっております。

4、市民への周知、感染症が今現在も日々、感染者数が全くゼロの日と、1人から2人の日と、まだまだ完全になくなっていくわけではございませんので、感染症対策の実施などにつきましては、引き続き情報提供を行っていくこととしております。これらの方針につきましては、今現在国全体で少し落ちついてきているという状況の中ではあり

ますが、感染状況に応じまして、必要時見直しをしていくものとしております。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

何か確認したいことございますか。

古川議員 先ほどコロナワクチン接種の状況についてご説明をいただきまして、11歳以下のお子さんについては接種率が低いというお話がありましたけれども、接種後の接種した方の健康被害とかっていうのは、重大な健康被害を受けたとかっていう方はいらっしゃいますか。

健康推進課長 市におきましては、副反応等があったという報告のほうは現在のところは受けておりません。

遠藤議員 ちょっと何点か分からないのでお聞きします。

まず社会福祉課の2ページですが、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援事業です。これはコロナ禍においてかなりニーズが高かったというふうに聞いています。昨年の実績が出ておりますけれども、支給額と世帯出ていますが、これってというのは、ちなみに、その前の年度、さらにその前の年度でいうと、どういう数字になってきますか。これ減ってきているんでしょうか。

社会福祉課長 お答えいたします。

令和3年度からの数字しかちょっと持ってないんですけれども、令和3年度から比べますと、実際には令和4年度のほうが多かった状況になってございます。令和3年度につきましては、すいません、申請につきましては、令和3年度のほうが多かった状況になります。令和3年度が11件、令和4年度につきましては9件になります。ですので、令和3年度と比べますと、令和4年度のほうが少なくなっております。

以上になります。

遠藤議員 令和4年度の実績として支給世帯が18世帯とありますが、9件で18世帯ということなんですか。

社会福祉課長 支給世帯につきましては、令和3年度からの継続された世帯がございまして、令和3年度から継続されていた世帯につきましては9世帯ございまして、令和4年度から申請及び支給した世帯につきましては9件という形になってございます。

以上になります。

遠藤議員 これは継続するんですね。毎年毎年申請するのではなく、今の話だと令和3年度に申請をして9件支給された方が継続していて、なおかつ新年度は新たに9件申請したから18世帯に支給をした、こういう実績になっているという意味なんですね。そうすると令和3年度の支給額と支給世帯、一応確認で教えてください。

社会福祉課長 令和3年度の支給世帯につきましては11件になります。申請世帯と同じで令和3年度から支給させております。令和3年度につきましての支給金額につきましては

176万円となっております。令和4年度につきましては18世帯の中で586万円という形になってございます。

以上になります。

遠藤議員 これ財源は、どんな内容ですか。

社会福祉課長 10分の10、国の補助になってございます。

以上になります。

遠藤議員 これは令和5年度以降はどういう予定ですか。

社会福祉課長 申し訳ございません。昨年度の12月において終わった形になってございます。

申請がなくなった形になってございます。

以上になります。

遠藤議員 分かりました。次に、健康推進課の自宅療養者生活支援事業ですけれども、これ令和4年度の半年間だけのような状況ですが、申請件数と給付総額出ていますけれども、これはちなみに申請したものは全て支援できたのでしょうか。

健康推進課長 こちら自宅療養者支援になりますけれども、申請をいただきました世帯全てにおいて支給のほうはさせていただいております。

遠藤議員 分かりました。これは令和4年度だけの事業ですか。

健康推進課長 こちら令和3年度から実施をしております。令和3年度の1月から実施を開始いたしました。

遠藤議員 比較のために、令和3年度の実績、申請件数と給付総額を教えてください。

健康推進課長 令和3年度につきましては、申請件数が31件、給付総額のほうは80万5,659円になっております。

遠藤議員 分かりました。次に学校教育課ですが9ページの学校給食費高騰対策事業です。これ原材料、物価高騰による値上がり分について負担するというので大変ありがたいわけでありましてけれども、これは今後の見込みをちょっと教えていただければと思います。

学校教育課長 学校給食費の賄材料費につきましては、ご覧のとおり、当初の想定よりも上回っており、この傾向は今後も続くものというふうに考えてございます。

以上でございます。

遠藤議員 分かりました。同じく学校教育課で就学奨励特別支援事業ですけれども、これは対象、就学援助費受給世帯約200世帯321人ということですが、この世帯は、具体的に言うかどうかという世帯ですか。

学校教育課長 お答えします。

こちらは、就学援助の対象世帯、すなわち要保護、生活保護の世帯と、それに準ずる準要保護世帯の方、保護者の方を対象にしております。

以上です。

遠藤議員 恐らくそうだと思うんですが、差し支えなければ、市内の要保護世帯、準要保護世

帯何世帯ありますか。

学校教育課長 現時点では年度切替えの途中ですので、こちら掲載しております数字が令和4年11月1日、2学期分の数字にはなっておりますので、こちらが現在の把握している数字でございます。すなわち、小学生173人、中学生120人、合計293人でございます。

遠藤議員 分かりました。この事業自体は市内の要保護世帯、準要保護世帯全てカバーをしたということでしょうか。

学校教育課長 おっしゃるとおりです。

遠藤議員 分かりました。今ちょっとお聞きした観点でいうと、やっぱりコロナ禍で大変な世帯が増えているという実感があります。そういった意味では各種事業において各課でできる事業を展開していただいたという報告であります。今の状況であります。まだまだ、新型コロナウイルス感染症が落ちついて、苦しくなっている世帯というのは、やっぱりまだまだという感じもいたしますので、今日のご報告は報告でちょうどいいかもしれませんが、引き続き目配せ気配せをお願いできればありがたいというふうに思っています。

もう1点、最後にコロナワクチンですけれども、本当にどうもお疲れさまでございました。大変だったと思います。3月31日でコールセンターも、無事に終了されたというふうに思っております。もう本当に2年前からですね、2年前の今頃は本当に大変でしたからね。みんなもうワクチンを打ちたくても、もうばんばん電話かけてもつながらない。大変な状況の中よくやっていただいたとまさしく感謝を申し上げたいというふうに思いますが、この5類移行に当たって今後の市の事業としてのワクチン接種においてはどのような役割になるかももう一度確認をさせていただきます。

健康推進課長 コロナワクチン接種につきましては、国の指示に基づきまして、5月8日から開始されます春接種、5月から8月まで、その時期にかかる接種と、9月から12月、秋冬に向けての接種、大きく二つの体制で実施をしております。ただ、小児につきましては、春接種、秋接種という中で、その中に少し規定される部分と、あと4歳以下までのお子さんにつきましては開始時期が遅かったので、特に春接種、秋接種ということはなく、年間を通じて接種ができる、そういった体制は今年度中、継続してこちらのほうで体制をつくりながら、医療機関にご協力をいただきながら、そういった環境をつくっていくということが引き続き実施していくこととなっております。

以上です。

遠藤議員 分かりました。ワクチン接種に関しては、やっぱり国、県からの指示の流れに沿って、市のほうでやっていくということに引き続きだとは思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

一部報道によると、例えばこの第9波みたいなものが第8波をさらに超えてみたいになるかに聞きますが、少なくともしっかりと対策は現場の行政でとれるように対応を

お願いしたいと思います。

もう1点学校教育課です。学校のほうの今後の対策についての部分でいくと、ちょっとこの1番最後のページはあくまでの行政側のほうの部分になっているような感じもしますが、学校の子供たちのマスク着用の運用の現状ですけれども、ここは今どうなっていますか。

学校教育課長 お答えします。

現時点で、児童生徒の皆さん及び教職員につきまして、学校教育活動に当たって、マスクの着用は求めないこと、これを基本としてございます。

以上です。

遠藤議員 そうなんですけど、もう少し現場を見ていただきたいと思います。いろいろな声がありますので、場合によっては、お子さんにマスクを強要する場合があります。場合によってはあるかもしれない。ただそこはきちんと、こういうことで今はマスクをつけるんだよっていうことをきちんと先生からお話をさせていただく必要があると思います。ここはマスクはしなくてもいいというような場合まで、現時点でも現場の先生方のほうでそういう指導をしているようなこともあるかもしれません。新年度に入りまして、いま1度現場の確認をお願いしたいと思います。いかがですか。

学校教育課長 お答えします。

こちらのマスクの着用及び学校での対策につきましては、教育委員会は、学校長すなわち校長会と協議して方針を定めております。今遠藤議員おっしゃったとおりこれからも学校の現場の声、こちらのほう確認しながら、対策について検討してまいりたいと思います。

以上です。

君嶋議員 確認させていただきたいんですけども、来月の5月8日から新型コロナウイルス感染症も5類に変更するということになった場合、感染した患者の対応というのは、多分今までは、1週間とか5日間とか外出も何もできなかった状態ですけど、今回、5類になるとある程度自由な行動もされてくるのかなと思うんですがその辺についてちょっとお聞かせください。

健康推進課長 現在国のほうで示しておりますところによりますと、5月8日から感染症法上の外出自粛とか、そういった制限はできなくなります。ただ、やはりウイルスに感染しまして、7日から10日程度は、周りの方に感染をさせてしまうリスクが高いので、感染をしてから5日間は、できるだけ自宅のほうにいていただきたいと思いますという、そういったことを推奨するといった形の方針は出ております。ただ完全に以前のような、自粛してください、出ないでくださいという制限はなくなります。

また併せまして、濃厚接触者の特定もなくなります。ただ、やはり同じ世帯の中で生活をされているというところの感染に対する注意事項は、同じような対策をとっていた

だくことをやはり推奨するという形で、お願いをしていくような形になると思います。

君嶋議員 推奨するということですから、強制的にもう外出は駄目とかそういうことはないということですね。そうすると、やはり感染していて家族の濃厚接触者が先ほど遠藤議員が言った子供たちだって、家族の中で感染している方がいたときに学校行った場合、やはりそういう今後拡大する、その辺も心配されるのではないかと思うんですが、そういう点については、どういう対応するのかお伺いします。

学校教育課長 お答えします。

今、健康推進課長からお話ありましたとおり5月以降のコロナ罹患による出席につきまして、本人が罹患した場合につきましては国のほうでは現時点では発症後5日を経過し、かつ症状軽快から24時間経過までは外出を控えることが推奨される見通しでございますから引き続き出席停止の扱いになると思われまます。ただし、濃厚接触の方の出席の判断につきましては、現時点では未定でございますので、これから通知等を確認しながら対応について判断してまいりたいと思います。

君嶋議員 見えるわけじゃないですね。このウイルス性ですからどこでどう感染するかが今後心配だと思うんですがその辺についてはきちんと、やはり先ほど言ったマスクの着用とか、やはり手洗いとか、そこはきちっとやって、指導を継続してお願いをしたいと思いますが、やはりちょっとあの、濃厚接触者等についてはもう本当に分からないので、感染しているかも分からないで行動しちゃうと、どんどん感染拡大するような心配もあるかと思いますが、そこは、皆さん注意をしていただくということをお願いします。

寺門厚議員 2点ほどお聞きしたいと思うんですけれども、まず後遺症の件なんですけれども、罹患後症状ということで、後遺症というふうには、県、国でもまだ言ってはいないんですけれども、現実にもう3年経過しておりまして、非常に罹患した方で苦しんでおられる方がいらっしゃるわけで、その対応をどういうふうにするのかということと、本市でもたしか6か所か4か所か後遺症外来ということで、引き受けてやっていただけたところがあるというふうには聞いておりますけれども、その市内の対応を含めてちょっとお聞きしたいんですけど、どういう対応状況になるのか。

健康推進課長 申し訳ありません。後遺症についての医療体制とか相談体制につきましては、茨城県のほうで県医師会のほうと協議をいたしまして、一昨年度あたりから体制を整えて、相談ができる体制、診療ができる体制を整えていただいております。それに関しまして市のほうが直接、その部分を十分に把握をしていないという現状はございます。数字につきましては県のほうにちょっと確認はしてみたいと思いますが、県のホームページ等には、そういった相談ができるところ、診療をしていただける医療機関、そちらのほうは載っておりますので、そういったところは引き続き市としましても、周知はホームページ等で掲載をさせていただきながら、ご相談できる場所のご紹介というところはしていきたいと考えております。

以上です。

寺門厚議員 それはどういう名称になるんですか、その相談センターっていうのは。

健康推進課長 相談につきましては、今現在特に名称が変わっているわけではないので、県のほうでの相談窓口ということで、今現在、ごめんなさい、正式名称のほうがないんですけれども、特に立ち上げたときから、名称が変わるということではなくて、そういった後遺症等に関する相談を含めた相談センターというのは県のほうで設けているかと思えます。

寺門厚議員 今もそうなんですけど保健所へ直接ということで連絡をするということで理解しているんですが、それでいいんですか。

健康推進課長 その体制は変わっておりません。

寺門厚議員 そうすると県のほうの体制で、本市の従来やっていたところについては、増えたりするのかもしれませんがね、体制ができてくるということで、知らせがあるということなんですよね。分かりました。

もう一つは治療薬の件なんですけれども、何か3種ほどあるというのは聞いていますけれども、今現在で、実際に罹患して亡くられる方がいるんで、その辺、治療薬ってのはどうなんですか。例えばその高血圧の方には副作用があって使えないとかありまして、中等症以上の方で効き目があるというふうな話も聞いているんですけれどもその辺はどのような状況になっていますか。

健康推進課長 大変申し訳ございません、そういった治療薬について、私どものほうで十分に把握をしながら、そういった使い方の指導をすとかそういった立場ではないので、そういったことについてはお答えできない現状があります。

寺門厚議員 県のほうの担当所管になってますんで、それはやむを得ないんですけれども、全く情報がないっていうわけじゃないですよ。今どういう状況になっているかっていうのは県のほうからも何の連絡もないということですか。ぜひ情報のほうは把握していただいて、お知らせ、公開のほうをお願いしたいなというふうに思います。

議長 ほかにございますか。

(なし)

議長 ないようですので終了といたします。

暫時休憩いたします。

執行部の入替えをお願いいたします。

休憩（午前10時37分）

再開（午前10時38分）

議長 再開します。

続きまして、子育て世帯生活支援特別給付金（国制度）について、執行部より説明願います。

こども課長 こども課長の萩野谷です。ほか2名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、全員協議会資料、子育て生活支援特別給付金（国制度）についてをご覧ください。

概要です。食費等の物価高騰等に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。これらについては、令和5年3月22日に国で開催された第8回物価賃金生活総合対策本部において決定され、3月28日に閣議決定し、4月20日付けで正式に国の交付要綱等が示されたところです。

詳細内容です。こちらの内容は、令和3年度及び令和4年度の子育て世帯生活支援特別給付金事業と同様となります。

支給対象です。大きく2区分に分かれます。1つ目低所得のひとり親世帯になります。①令和5年3月分の児童扶養手当受給者が対象になります。申請は不要で可能な限り速やかに支給します。②公的年金給付等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていないもの。または家計急変者、こちらは申請が必要になります。

次に2つ目、その他低所得の子育て世帯になります。

③本市で令和4年度に記載の要件で給付金を受給した世帯になります。こちら申請は不要となります。④、③要件で前回給付金を受給していない世帯等、こちらは申請が必要となります。その下の囲み点線ですが、③の要件で受給世帯となる具体例を記載しております。うえから2つの丸ポツはいずれも住民税均等割非課税が条件となっております。3つ目の丸ポツ、直近で収入が減少した家計急変世帯ですが、こちらについても住民税均等割が非課税相当の収入に減収した世帯となります。

続いて給付額ですが、児童1人当たり一律5万円です。支給時期ですが、申請不要者には5月初旬から中旬に通知し、5月末までに支給する予定です。要申請者で把握可能な方につきましては、6月初旬に通知案内し可能な限り速やかに支給する予定です。その他、対象児童を養育する方や、家計急変世帯向けには、前回同様に市ホームページ、広報紙等で周知いたします。

財源ですが、実施に係る事務費を含めて全額国庫補助となります。

最後、予算措置になります。予算額は4,536万8,000円です。内訳は記載のとおりとなっております。これらの予算措置については、令和5年度那珂市一般会計補正予算（第2号）として専決処分の対応とさせていただきます。理由としては、国の方針で申請不要となっている令和5年3月分の児童扶養手当受給者及び令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金事業の受給者については5月末までに給付するとのことであり、6月定例会最終日の議決では、通知、郵送等の準備が間に合わない等の理由からです。

説明は以上になります。

よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

何か確認したいことがございますか。

遠藤議員 予算の枠なんですけど、枠の根拠ですけども、ちょっとまずご説明をお願いします。

こども課長 予算措置の算出根拠でございますが、令和4年度実施の給付金と同様の内容であり、前回受給者は申請不要で給付金の対象となっているので、前回の実績値を1割増しとして出した数字の1桁目を繰上げ、10人単位として予算計上しております。

以上でございます。

遠藤議員 前年度の1.1倍、それぐらい増えるだろうというふうな見込みで予算立てをされて、この1、2の低所得のひとり親世帯は560人。3、4のその他低所得者の子育て世帯は320人。だから880人の枠で、この予算の総額だとそういう計算ですか。

こども課長 おっしゃるとおりでございます。

議長 ほかにございますか。

(なし)

議長 ないようですので終了といたします。

暫時休憩いたします。

執行部は退席願います。ご苦労さまでした。

休憩（午前10時44分）

再開（午前10時45分）

議長 再開します。

続きまして、その他になります。

事務局より事務連絡があります。

事務局長 それでは全員協議会の資料をご覧いただきたいと思います。

令和5年度的那珂久慈議会議員親善ゴルフコンペの開催についてのお知らせでございます。今年度は那珂市が幹事市となっております。皆さん奮ってご参加いただきますようお願いを申し上げます。参加を希望される方につきましては、5月24日水曜日までに事務局までご連絡をお願いいたします。

ゴルフコンペの内容でございます。下の部分になります。そちらをご覧いただきたいと思います。

開催日時は、令和5年6月30日金曜日になります。開催場所はロックヒルゴルフクラブ、スタート時間としましてはアウト、インともに8時32分スタートの予定となっております。料金としましてはプレー費、昼食代、パーティー代込みまして1万円となっております。また表彰式がプレー終了後クラブハウスで行う予定となっております。参加団体につきましては常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、大子町、東海村、那珂

市となってございます。

ご連絡は以上になります。

よろしくお願いいたします。

議長 この件については以上といたします。

先ほど事務局長からお話ありましたけれども、締切りが5月24日ということで是非ともゴルフ愛好家の皆さんにご参加いただければと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

以上で全ての議事を終了いたしました。

これにて全員協議会を終了いたします。

閉会（午前10時47分）

令和5年5月29日

那珂市議会議長 萩谷 俊行